

## 「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案に係るパブリックコメント等の概要

「新しいみえの文化振興方針（仮称）」中間案について、パブリックコメント及び市町等への意見照会を実施したところ、その概要は以下のとおりでした。

### 1 パブリックコメント

#### （1）実施期間

平成 26 年 3 月 31 日（月）～ 4 月 30 日（水）（31 日間）

#### （2）意見件数

52 件（29 名） 一部同趣旨の意見はまとめて 1 件とカウントしています。

#### （3）主な意見の概要と県の考え方

意見の概要	県の考え方
方針における宗教や信仰への言及について	
本中間案全体を通して感じられることであるが、公的な機関の「方針」に、「神」「聖域」「信仰」などを真っ先に出すべきではない。	伊勢や熊野の存在が本県の文化の形成に与えた影響を客観的な事実として記述したいと考えたものであり、特定の宗教や信仰を支持したり、特別なものとして扱う意図はありません。
方針における「郷土愛」の取扱いや文化の捉え方について	
全体的に「熊野と伊勢」にこだわりすぎる、また「郷土愛」を強調しすぎるように思う。歴史や地域文化だけでなく、産業、技術、スポーツなどもっと多様な文化にふれてほしい。	「郷土愛」について必要以上に強調するつもりはありませんが、自らの郷土に誇りや愛着を感じることで幸福実感につながる面もあるのではないかと考えています。 また、本方針では、まずは芸術、文化財、伝統芸能など「文化芸術振興基本法」が掲げている文化を対象にしたいと考えています。その上で、文化振興施策の実施にあたっては、生涯学習や産業振興あるいは観光振興といった関連のある施策との連携を進めていきたいと思えます。

意見の概要	県の考え方
地域に根ざした多様な文化の内容について	
地域に根ざした多様な文化の例示に、伝統的な行事や芸能、民話、食だけでなく、工芸や民芸も加えてほしい。	ご意見をふまえ修正します。
文化を担う主体の範囲について	
文化を担う主体の例示に、民間、行政だけでなく、団体、個人も加えてほしい。	ご意見をふまえ修正します。
基本目標(3)への国際的な視点の追加について	
基本目標(3)の説明文に「在住外国人とも積極的に文化交流し、その文化を受け入れ、そこから新たな三重の文化を生み出していくこと」を明記してほしい。	ご意見をふまえ修正します。
県立図書館の運営手法のあり方について	
ア 県立図書館は県直営とすべきである。	「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めます。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。
イ 県立図書館が図書館ネットワークの中核となり、県内の図書館を支援していく(ハブ的な役割を果たす)ためには、中立的な立場で業務を行うことが必要である。	仮に指定管理者制度を導入しても、県立の図書館であることに変わりはないことから、受託者の如何を問わず、中立性は保たれなくてはならないと考えています。(指定管理者の業務は、県との協定により規定されるため、中立性を損なうような対応は事実上不可能であると思われます。)
ウ 指定管理者制度のもとでは、継続性、専門性(司書の人材育成)、公益性(資料の収集・保存など地味だが重要な業務の遂行)が担保されない。	仮に指定管理者制度を導入する場合でも、県立図書館としての専門性や公益性が担保されるよう必要な措置を講じなければならないと考えています。

意見の概要	県の考え方
県立図書館の運営手法のあり方について	
<p>エ 民間への委託が経費削減のためなら、絶対にあってはならない。</p>	<p>地方独立行政法人制度や指定管理者制度を活用する最も重要な目的は「県民サービスの向上」であり、「経費の削減」ではないと考えています。</p>
<p>オ 個人情報を経営目的も備える民間事業者が管理することに不安を感じる。</p>	<p>仮に指定管理者制度を導入する場合でも、個人情報については、指定管理者との協定の中で、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理するよう求めますので、不適切な取扱いがなされることはないと考えています。</p>
<p>カ 図書館は県民の知る自由や権利を保障する砦であり、この重大な責任や義務を県が放棄し、民間会社等に任せてしまうのは県として大変恥ずかしい。</p>	<p>仮に指定管理者制度を導入しても、県立の図書館であることに変わりはありませんので、県としては、引き続き、県民の知る自由、知る権利を保障する責務を果たしていかなければならないと考えています。(指定管理者制度の導入が、そのような県の責務を放棄することにつながるとは考えていません。)</p>
<p>キ 県を代表する公共図書館として様々な場で行う発言や報告を企業に委ねてしまってもよいものか不安に思う。</p>	<p>仮に指定管理者制度を導入しても、県立の図書館であることに変わりはありませんので、三重を代表する公立図書館として発言や報告を求められる際には、県としての考え方をしっかりと整理したうえで、指定管理者に伝えていきたいと考えています。</p>
三重県らしい取組への注力について	
<p>全方位的な文化振興戦略ではなく、特徴ある三重県らしさに注力してほしい。</p>	<p>中間案では、施策の方向性を5つ掲げ、そのうち「【方向性1】人材の育成」と「【方向性5】文化の拠点機能の強化」については、特に重点的に実施すべき施策(重点施策)と位置づけて、効率的かつ効果的に取り組んでいくこととしています。</p>

## 2 市町等への意見照会

### (1) 対象機関

29 市町、市町文化協会（13 団体）、三重県博物館協会会員館園（市町所管博物館を除く 30 館）

### (2) 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日（火）～ 4 月 25 日（金）（25 日間）

### (3) 意見件数

2 件（2 市町）

### (4) 意見の概要と県の考え方

意見の概要	県の考え方
(名張市) 県立図書館への支援や、市町図書館との連携による全県域の県民へのサービスの提供は、県立図書館の重要な役割であり、「経営努力が反映される運営手法」にはなじまないと考えられるので、より慎重に検討してほしい。	「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、文化審議会（文化交流ゾーン検討部会）における調査・審議の結果をふまえ、今後、市町や学校教育・社会教育等の関係者のご意見をお聴きしながら検討を進めます。ご指摘の点は、今後の検討にあたって参考とさせていただきます。
(朝日町) 県立図書館は、市町図書館への支援・指導や県立図書館の連携を担うとともに、先進的な取組など専門性の高い業務にも携わっており、現状どおり県直営を維持してほしい。	